



令和 8 年度 就学援助制度のお知らせ

白井市教育委員会

市では、市内に住所があり、白井市立小・中学校に在学しているお子さんが経済的な理由により就学することが困難な場合に、その保護者に対し、学用品費や給食費、校外活動費など義務教育を受けるために必要な費用の援助を行っています。

下記およびQRコード先をお読みいただき、就学援助を希望する場合は申請してください。
(前年度に就学援助を受けていた方も、継続して援助を希望する場合は、改めて申請が必要です。)

援助を受けられる対象者及び申請時の必要書類

市内に住所があり、令和 8 年 4 月に白井市立小・中学校に入学予定者の保護者で、次のいずれかに該当する場合。(※ 1) (※ 2)

- 1 生活保護を受けている (要保護)
- 2 次のいずれかの措置を受けた (準要保護)

申請理由	理由を証明する書類
① 生活保護の停止または廃止	—
② 市民税の非課税 (世帯全員)	—
③ 個人事業税の減免	減免決定通知書
④ 市民税の減免	減免承認決定通知書
⑤ 固定資産税の減免	減免決定通知書
⑥ 国民健康保険税の減免 (世帯全員)	国民健康保険税減免決定通知書
⑦ 国民年金保険料の減免 (世帯全員)	国民年金保険料免除申請承認通知書
⑧ 児童扶養手当の支給	—
⑨ 生活福祉資金の貸付け	生活福祉資金貸付決定通知書

- 3 上記 1・2 には該当しないが、失業や病気、災害など特別な事情により経済的に困窮している。

(※ 1) 必要に応じて民生委員による家庭環境調査を行う場合があります。

(※ 2) 年度途中に認定要件を失った場合、学校政策課へお知らせください。

連絡がない場合や申請内容と事実が異なることが判明した場合は、支給済の援助費を過去に遡って返還していただくことがあります。

申請手続き

- 1 申請場所 白井市役所 東庁舎 3 階 学校政策課 ※郵送での申請は受け付けておりません。

- 2 申請期間 **令和 8 年 1 月 13 日 (火) から 令和 8 年 4 月 10 日 (金) まで**

- ・申請期限を過ぎて申請された場合、満額の支給は受けられなくなりますので、期間内に申請してください。
- ・4 月 10 日までの申請は 4 月からの認定、以降の申請は申請日の翌月以降の認定となります。
- ・**新入学児童生徒学用品費等 (入学準備金) の前倒し支給を希望する場合は、1 月 30 日 (金) までに申請してください。**認定された方は、入学前 (3 月) に支給します。期日を過ぎた場合は、8 月以降に支給します。

- 3 必要書類等

- (1) 白井市就学援助認定申請書、口座振替依頼書兼同意書 (学校政策課または市ホームページにあります。)
- (2) 理由を証明する書類 (上表のうち該当者のみ)
- (3) 写真付きの身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証 等)
- (4) **保護者名義**の振込先口座の通帳 (金融機関名、支店名、種類、口座番号、口座名義)

(裏面へ)

援助の内容【年額・4月認定者の場合】

就学援助は、下表の費用を支給します。※学校へ納付するお金を免除する制度ではありません。

支給時期は8月以降となります。

なお、年度途中から認定された場合は、支給される金額が下表の年額とは異なります。

費 目	小学生	中学生	支給区分	
			要保護	準要保護
学 用 品 費	年額 11,630 円	年額 22,730 円	—	○
通学用品費 (※3)	2 学年以上の児童生徒 年額 2,270 円		—	○
校外活動費	実費（宿泊を伴うものは年 1 回限り）		—	○
通 学 費	片道 4 km 以上で通学 に利用する交通機関 の旅客運賃の実費	片道 6 km 以上で通学 に利用する交通機関 の旅客運賃の実費	—	○
修学旅行費	実費（小学校・中学校でそれぞれ 1 回限り）		○	○
新入学児童生徒 学用品費等 (入学準備金)	4 月認定の 1 学年 年額 64,300 円	4 月認定の 1 学年 年額 81,000 円	—	○
医 療 費	医療券を交付 学校保健安全法施行令第 8 条に規定する疾病に対するもの		○	○
学校給食費	実費		—	○
地域クラブ活動 参加費 (※4)	—	実費 (1 種目に限る)	—	○

(※3) 通学用品費は、小学 1 年生・中学 1 年生は対象外です。

(※4) 地域クラブ活動に伴う月会費以外の経費（用具代等）、平日の部活動に伴う経費は支給対象外です。

よくあるお問い合わせ

Q1. 就学援助の認定を受けると、教材費等の学校への支払いは免除されますか？

A1. 学校から請求される教材費等は、学校の指示に従って納めてください。就学援助における学用品費等は定額支給ですので、学校に支払った金額の全額が支給されるものではありません。

Q2. 認定通知書が届いたにもかかわらず、学校給食費や教材費等が引き落とされてしまった。

A2. 学校給食費については、認定後に金融機関へ引き落としの停止を依頼するため、その間 引き落とされてしまう場合がありますが、後日還付されます。還付のお問い合わせは、学校給食センター（電話：047-492-1081）へお願いします。教材費等の引き落としについては、学校が徴収事務を担っているため、各学校へ直接お問い合わせください。

Q3. 子どもが参加した校外活動あるいは修学旅行にかかった費用は、いつ振り込まれますか？

A3. 学校から実施報告書の提出を受け、当該校外活動または修学旅行に係る経費が確定次第、随時支給の手続きを行います。なお、支給日が決まりましたら文書でお知らせします。

Q4. 修学旅行の積立金は援助の対象になりますか？

A4. 修学旅行の積立金は援助の対象ではありません。お子さんが小学 6 年生あるいは中学 3 年生の時点で援助の認定を受けた後、修学旅行に参加した場合、その実費を後日支給します。

Q5. 市外等より転入しましたが、追加で手続きは必要ですか？

A5. 市外等から転入の場合も申請は必要です。申請時点で認定要件に当てはまっているか確認しますので、転入者については必ずマイナンバーカードを御持参ください。

申請・お問い合わせ先

白井市教育委員会 学校政策課（住所：白井市復 1 1 2 3 番地 東庁舎 3 階）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日を除く）

電話：047-492-1111（代表）

